

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第21号	
事故等名	引船第二十八十勝丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年8月1日 09時00分ごろ	
発生場所	根白港東防波堤灯台から真方位244° 0.5海里 (北緯39° 09'、東経141° 51')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月4日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査し、同日及び同11日船舶所有者に事故状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 引船第二十八十勝丸 99.83トン 船舶番号 124685 船舶所有者 渋田タグボート株式会社	
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	プロペラ全翼(5翼)に曲損等	
事故等の経過	本船は、岩手県宮古港から漁港改修用1000トンケーソンを曳航して、同県根白漁港港外に到着し、同ケーソンを曳航する小型船に引き渡す作業中、平成20年8月1日09時00分ごろ、突然推進器に衝撃を受けた。 当時、天候は晴で、風力4の南東の風が吹き、視界は良好で、潮候は下げ潮の末期であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし なし 本船が作業中、推進器が根白漁港港外に設置された工事用浮標の水面下の定錨用ワイヤーロープに接触したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が作業中、推進器が根白漁港港外に設置された工事用浮標の水面下の定錨用ワイヤーロープに接触したため、同推進器が損傷したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	